

第3回京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 摘録

日 時 平成16年12月21日（火） 午後1時30分 ~ 午後3時45分
場 所 京都ロイヤルホテル 2階 翠峰の間

1 開会

上平会長

策定協議会にはじめて御出席いただいた委員から自己紹介と「京都の文化芸術についてお感じになられていること」について一言お願いしたい。

< 委員 >

私どもが携わっている日本舞踊というのは、官公庁や各団体によって、その区分がまちまちであり、伝統芸能という枠組みの中に入らないこともある。邦楽や舞踊と同じくくりになったりしており、分野がはっきりしないために不利な点が多い。日本舞踊は、多種多様であるので、定義しにくい。

日本舞踊は、京都では愛好してくれる人が多いけれども、見にきていただける人が、意外に少ない。京都という伝統的なまちの中で、日本舞踊を再認識していただき、舞踊を愛好していただける方が京都から増えていくことを願っている。

若い人たちにアピールしにくい芸能なので、振興条例の中にも、どういう取り入れ方をすればよいか、京都を見本にしていただけるようにと思っている。

上平会長

今後のスケジュールについて確認をする。第4回策定協議会を2月21日に開催し、たたき台としての中間報告案をまとめて、肉付けをしていきたい。3月から4月にかけて、まとめの段階に入っていきたい。4月の下旬ぐらいに第5回を開催し、中間報告を京都市長へ提出するとともに、発表をしたい。6月から7月にかけて、市民の皆様から中間報告に対する意見の募集やフォーラムの開催を検討している。広く市民の皆様の見解を聞きながら、9月から10月頃には、最終の提言のとりまとめを行い、京都市長に提言を提出したいと考えている。

2 審議

上平会長

前回の策定協議会で、中西副会長、富永委員と一緒に中間報告素案を作成すると皆様に申し上げた。そして更に、永田委員にも御参加いただくことを御引き受けいただ

き、素案を検討している。

前回、御意見があれば事務局へ送っていただくようお願いしていたところ、福西委員から御意見をお寄せいただいた。皆様から策定協議会でいただいた御意見と、福西委員からの御意見を元に、中間報告素案の作成を行っている。

今の段階では、若干不適切だと思われることも含まれているので、これを元に、皆さんから御意見を伺いたい。

多様な芸術文化の問題、専門の領域からの発言の中には、文化芸術との関係のあり方について非常にたくさん御意見があった。

「何々と文化芸術」という言い方を私は考えた。例えば、「教育と文化芸術」というひとつのことで、学校教育、家庭教育、幼児教育、生涯教育、もっと専門的な教育の問題等、いろいろなことが出てくる。

中間報告をする以上、骨組みがないといけない。話しやすい柱を何本か立て、出来るだけわかりやすい項目を立てていく。項目、条例は、市民のためのものなので、市民の賛同を得られるものでないといけない。

平明な語り口でもって、具体的に提示をしていくことが今後とも必要。

この資料は前回までの協議会の意見を取りまとめ、土台とし、ワーキングの4名の者で会議をさせていただき、協議会での意見を取り入れ、事務局で箇条書きに書き出したものである。

普通条例というものは、項目立てをしている。何故条例が必要なのかという意義、目的、前文的なものが必要であろうと思う。市民がお互いに認識を持ちましょうという理念もこの中であってよいかと思う。

そして、全体を包むような、総則的なものがある。どのような具体的な施策が展開されるべきであるかということ、あるいは、条例を公布した以上、推進を確かなものにするとということも見通しを立てていくこと等、これまでの例や、他府県の条例も参考にしながら、案を作ってみた。

この中には、条例を作る意義や前文があるが、われわれの取組としては、一般のものと違った姿勢が必要である。ワーキングの中で話し合っていた中の意見を含めると、仮に挙げればこのような6つの柱ができるのではないかと思う。

6つの柱を紹介すると、「心の福祉としての文化芸術」というのがあってよいのではないか。そして、戦災を受けていない京都市としては、「平和の証」として文化芸術を捉えてよいのではないか。平和が大切という意味を込めている。また、文化芸術はいろいろなことを乗り越えられ、他のものに変えがたい存在理由を持っていることから、「人類共生の要としての文化芸術」と言えるのではないか。そして、振り返ってみると、文化芸術はいろんな意味で、我々京都にとっては、長い歴史のもとに、日本全体に対する歴史、世界に向かっての「歴史の証人」になってくれている。その証の元に我々は歴史の確認をし、未来の糧にするという面があるのではないか。そして、常に創造的な道を歩む文化芸術は、未来を暗示している場合がある。文化芸術には未来のアーティストの独特な感性が息づいている場合がある。

「未来を占うべきものとしての文化芸術」への注目が必要ではないか。「環境を含んだ風土」が他に変わりたいものとして、文化芸術を支え、土壌となってくれているのではないか。

これらを条例の体系に据えるというのはどうかということが、この前のワーキングで話し合われた話題の一つである。

協議会での意見や、今まで京都市が取り組んできた施策の問題、景観の問題、文化財保護の問題についても触れることが必要であるかもしれない。京都に育まれている文化は重層性があり、絡み合い、ものが単独で孤立しない。そのことを京都の文化の特殊性として注目する。

また、市民生活の中に芸術が浸透しており、それを楽しむ文化が京都にはあるということが、皆様の意見からも伺えた。

その他、気付かなければならない要点をここに書き上げている。総則的な規定の中の、「目的」、「基本的な理念」で条例を支えていくべきで、その中でも「作り手と受け手」の関係は芸術文化の中で極めて基本的なことであると捉えていく。

また芸術のためのベースではなく、日常の場、生活の場で芸術の問題がはじめて生き生きと機能するということを踏まえたい。

みんなが、一緒にひとつの時代を共有することも大切であり、我々の生活文化を介して、芸術文化を個人だけではなく、ともに喜ぶ。いろんな意味で、社会全体で共有するものとして芸術文化の役割は非常に大きい。

市民の自発性の下に、文化を享受して育てていく、そして受け継いでいくという自覚が大切。

財政の問題など 行政、市の側で 提案に対して裁量を怠らないことが必要である。

それぞれの立場、分野などから、文化芸術の具体的施策はどのようなものが望ましいか考え、事務局で他都市の条例も参考にしながら条文にする項目を羅列している。

具体的な皆様からの意見をいただき、逆に自ずと条例の中身から形が出来上がっていく面もあるので、具体的な提案を膨らまして、しっかりとしたものに創り上げていくことが大変大事だと思う。

以上、資料の説明をさせていただいた。中西副会長から、会議の今後の展開のために、御発言をお願いしたい。

中西副会長

策定協議会の目的は、資料の2の「構成」というところに示してあり、「条例をつくる意義」、「前文」、「総則的規定」、「具体的施策」、「条例の推進を確かなものにする」のようなものを造っていくことである。

この5つの構成にわたるものについて 京都の文化芸術の振興条例をつくるのであるから、「何を京都市の特色と考えると振興条例を作るか」この一言に尽きるのではないか。「何を特色と考えるのか」は、大まかに項目2の前文に示されることになる。

項目1は「なぜ作るのか」を書くところ。意義である。何を特色にするというのが

最大の目的で、次にくるのは、何を作るのかということである。

項目4で「次にどのような具体的施策を進めるか」を考える。

項目3は、大阪府の条例にもあるが、「市の責務」を考えるところである。

総則的規定は市の責務を書くところである。

最後に、「条例の推進を確かなものにする」という補足があり、それにしたがって審議を進めることが実りあるものとなる。

何を特色にするのかは、前文に現れる。

前文だけ切り離して考えることは、非生産的であると思う。京都らしいユニークなものを発信していく具体的なものが頭にあって、極めて独特の価値を持った、尊重できる前文ができてくるのではないか。

まず意義を固めていきたい。

項目2の前文は、フレキシブルな形で考えて、具体的施策と両方かみ合わせながら、後に議論していただく。そうしないと前文がやたらに美辞零句を連ねることになり、極めて空疎なものになる。できるだけ、長い前文はいらない。本当に京都の市民が市民として生きている喜びを感じられることをアピールすることが、条例の策定の目的だと思う。極端に申し上げると、どういう歴史を京都がたどったかという説明はいらない。何が京都の特色かということが中心である。一番ページ数を割くのは、具体的施策である。これは、8割がた。後の1割が前文であったり意義である。そうでないと、周辺をぐるぐる回るだけで、具体的な核心に入っていけない。

実質的、具体的に何をすべきかを考えて、実りあるものとしたい。

何を伝達するのか考えると、「世界への発信」、「受け手と作り手（日常性を重んじる）」、この2つが重要である。

前回、景観のことを言っていた。景観は前文の3つ目に降りてきている。あいまいな部分もあるので、整理していきたい。

副会長として、皆さんと共通認識を持ちたい。皆さんから考えていただいた後、事務局、あるいは責任者等でまとめる。なかば出来上がったものを提示してしまうと、オーソライズしていると誤解を受ける。誰も何もいえなくなってしまうので、この策定協議会では、項目を明確にする。

条文を作るのはプロに任せる。我々は理想とすべきものを喧々諤々と意見を出していくという方向で、会議が進めばありがたいと思っている。

< 委員 >

お尋ねしたいことが中西先生にある。最初に、何を特色にするかとおっしゃったが、その特色と言うのは、どういう形なのか。中身なのか、認識なのか。

具体的な話を80%出すとおっしゃったが、具体的な話を80%出すことが、京都市の特色と言えるのか。

中西副会長

具体的施策が80%ぐらいの割合で、萎縮してはいけない。内容としては、具体的施策と前文は表裏一体である。内容的には対等の分量を占めるが、文字数としては、具体的施策が80%で、残り20%弱は前文という割合がよい。会長がおっしゃった「心の福祉としての文化芸術」や「平和の証としての文化芸術」は、認識を示している。このようなものは前文で生かす形としてあり、具体的施策ではない。そして、分量としては、8対2である。それらが両方平行だから、双方ピストンのように審議をしてはいかかが。

< 委員 >

他の地方自治体にはない京都市独自のものをつくるということが、この場の共通認識である。京都市は文化芸術をどのように見ているのかということ、仮に10%であっても、他の地方自治体では見られないような認識をすべきだと思う。

京都らしいものの考え方、京都らしさの内容よりは、京都市が持っている独自の視点を考えたほうがよいのではないかと。前文は簡潔にまとめ、認識という点を強く出したいと思う。

中西副会長

皆さんで特色を出し合った。私のまとめでは、3つの特色があった。それでいいと皆さんにおっしゃっていただければ、それを前文に盛り込んで書くということになる。それを実現する具体的なものを書こうということになる。

歴史をさかのぼって書いていくと、やたら前文が長くなり、誰も読んでくれない。前文は、読んだだけで凜とした響きがあり、またみんなが驚くようなアイデアがあって将来を安定に導くような方針が出ているものであり、京都の特色を認識し直すという部分なので、簡潔な文章を書きたい。

< 委員 >

京都としての条例、特色あるものを作りたいというのは、同意見である。いかにして京都らしさの特色を出すのが大切。前文はいたずらに長くない方がよいというのも賛成である。その上で、理念と基本的な見方を分けて考えたほうが良いのではないかと。

京都の文化をどのようにとらえているかという視点をどこで出すかということが、非常にこの条例にとってはクリティカルなポイントである。

前文の後に、京都の文化をどのようにこの条例で捉えられるかという視点がもう一つあってもよいのではないかと。この中でもいくつか分かれているが、理念と視点を分けて考えないと、京都特有の条例というのはなかなか出てこない。いかに京都特有の具体的項目が盛り込めるかということがこの協議会の大切な役割である。

2：8、あるいは3：7の割合は賛成する。

具体的なものだけでは盛り込めない、これが京都の条例の基本的姿勢なのだという

ものをどこかに出したい。それを、理念と基本的認識、あるいは、基本的姿勢として分けて書けたら、他の都道府県の条例にはない、ひとつの特色あるものができるのではないか。

上平会長

これから素案をまとめる段階であるが、素案から提案にまで持っていくまで一貫して、今話をしていただいた点は大事な点であると思っている。

2回目と3回目の会議の間に、御意見を送っていただくようお願いをしており、事例報告の資料をいただいている。資料4であるが、説明をお願いしたい。

< 委員 >

この資料はかなり具体的な事例である。自分の条例に対しての考えは、後ほど述べさせていただく。京都市在住の若者が取り組んでいるイベントの事例について報告したい。「スポークンワールド」という新しいジャンルがある。詩の朗読やヒップホップという音楽のジャンルで自身のアティテュード(意見、姿勢)を人前に立っているような形で表現するものである。異ジャンルを飲み込んだ「スポークンワールド」というイベントを京都から発信したい。企画の運営上、情報不足であったり、協賛を募るとしても、自分たちの力では至らないといった問題に直面している。

行政に彼らの望んでいることは、金銭的な援助だけではない。コンサルタント、コーディネーターとしての役割、情報の集積を、行政のほうである程度とりまとめて窓口になっていただけると、若者文化、新しい文化の創造が進むのではないかと思う。

上平会長

若手芸術家の支援が意見として出ている。受け手の側の若い世代についても、具体的施策の中に意見が出ているが、若者の欲求に耳を傾けるべきというのが骨子だと思う。

中西副会長

若手の芸術家の支援という意見や市民活動の支援という意見がたくさん出ていた。町衆という言葉があるが、そういう活動をする人を町衆(まちしゅう)という言葉でくくってよいのか。

< 委員 >

正確には「ちょうしゅう」というべきという意見もある。言葉には、時代的な意味が付着しているので、「まちしゅう」という言い方は、中世末期、戦国時代辺りが「まちしゅう」と言っており、江戸時代には「町人(ちょうにん)」と言っている。今は、「市民」という言い方が妥当である。

上平会長

中世の「まちしゅう」、「ちょうしゅう」や、町衆の伝統を引き継ぐ「市民」活動という言い方でよいか。それは、京都の独特の都市形成と考えてよいか。

< 委員 >

そのように考えてよい。

< 委員 >

条例が京都から発信されることは、京都の名前が出ること。それ自体が、他府県、全世界にとって興味深い。その中に盛り込まれる1200年に及ぶ京都の文化芸術がなぜ培われてきたか、どうして培われてきたかという仕掛けをよくわかるように考える必要がある。京都の文化は、古い文化、新しい文化であり、京都は文化を上手に作り上げているまちだということを前文にわかりやすく端的に盛り込みたい。

「京都だから」ということではなく、「京都であるから」という意味合いを含めて、盛り込まれてはいかがと思う。

中西副会長

「京都であるから」ということで、何か具体的なものはあるか。

やはり、一種の市民性と考えてよいか。例えば、京都は歌舞伎は似合わないが、狂言であれば、大変似合うとか。

< 委員 >

歌舞伎は四条河原でやっていたことを考えると、歌舞伎を町衆や町人が楽しんでい。京都には念仏狂言があり、千本の閻魔堂、清涼寺、壬生寺もある。そういうところは、知られているようで、知られていない。

そういうものは、やられている期間が限られていることもあるが、狂言のように1年を通じていろいろなところでやれるということではないので、そういうことも少し具体的にできればよいと思う。

中西副会長

「隠された、しかし、確かな歴史を持って生きつづける伝統芸能」というイメージである。

< 委員 >

全体の構成や分量のバランスは言われている内容でよい。前回発言された委員の意見はたいがい盛り込まれているのではないか。

京都は文化の発祥の地でもあり、今も息付いていて、京都の文化を後世に伝える役割を果たしている地でもある。京都ならではの特殊性という点をどこかに盛り込んで

いただきたい。

< 委員 >

若手芸術家の支援を前回申し上げた。京都の中に、芸術を理解するエキスパートがたくさんいらっしゃる。育成されてきた人の中には、芸術文化を学ぶために京都に来た人が多い。そういう意味では、京都の育てた芸術家たちは、他のまちとは違ってたくさんいて、そして発表の場を探している。

京都らしさを出していくという上では、京都はいろいろな区があるので、区の中にもプロを目指す若手芸術家が発表できる場、魅力ある会場、地域でクオリティーの高い発表の場が用意できたら、今後プロを目指している彼らにとってよい支援になるのではないかと。

まちの中に1箇所立派なものがあればよいのではなくて、ある程度、クオリティーのあるものが地域に分散したような形であればよいのではないかと。

上平会長

京都には、区に5つの地域文化会館があり、活用されている。

フィレンツェというまちは、多くのアーティストが出てくるまちであるが、その人たちが必ずしもフィレンツェにとどまらず、各地域に出て行って、各地域に活躍する場を求めていく。そのような広がりを含めてフィレンツェの文化と解釈する。

京都も京都以外のところから人がやってきて、人々が往来する都市であるだけに、他の地域の方にも一緒に共有できるアートの場を求めていきたい。

< 委員 >

自分の専門とすることの現状の問題を出していくことによって、条例にどのようなことが必要かということが、具体的にわかってくるのではないかと気がする。

オペラ界では、京都から人が出て行く一方で、京都に帰ってきてイベントをやることができない。問題点としては、人材が出て行くばかりという点である。

京都からは国際的に活躍している優秀な人はたくさん出ている。オペラだけではなく、弦楽、ピアノ、オーケストラでも優秀な人が出ている。しかし、京都には京都市交響楽団しかないので、活躍できる人は数人に限られている。

京都にも地域文化会館があるが、それがフル活動しているのか。フル活動していないまちがたくさんある。その原因は、役所が助成しているので、60%客が入ればよしとする運営をしている。呼んでくる芸術家も、とりあえず、有名な人であればよいということも問題である。会館がフル活動で実りあるものになっているのかということが問題点である。

上平会長

機関を活用し、民間を活用するというのも、「積極的に施設を活用する」という

行政に対する注文，提案になるのではないか。

< 委員 >

前文に「人類共生の要としての文化芸術」とあるが，京都の場合，外国のもの，他の文化を取り入れ，消化して，自分のものにしてきている。他の文化を尊重し，それに門戸を開いて，享受することも必要。

< 委員 >

芸術的な面と文化的な面と両方からいうと，京都の生活文化，京都の年中行事を，昔はもっと楽しんでいた。戦後，そういうものが少なくなった。例えば，お正月の飾りや迎え方，節分などを市民が楽しんでしていることがだんだん少なくなっている。

年中行事というのは，公家からきて，町衆から，市民に引き継がれてきたのが，戦後，段落があったような気がする。年中行事を楽しんで，毎年，同じことを繰り返して行うことも大切だと思う。

< 委員 >

「まつり」を例にとると，我々が子供の頃（昔）は，生活の中に入れており，一緒に楽しんだもの。今は一般人は見るだけの参加になってしまっている。これは「まつり」だけでなく，芸術活動においても，演じる人と見る人が乖離している。本来，共に楽しむべきもの。

「中間報告に当たって」の資料に，今の段階では，6つに絞って申し上げたい。

1つ目は，「日本のアイデンティティの原点は京都の文化芸術にある」ということを入れたい。京都の文化は，応仁の乱の時にも壊れず，明治維新で東京に都が移っても近代化で対応し残った。こんなことは他の都市や県にはなく，日本の伝統文化芸術を守り，維持している唯一の都市である。

2つ目は，京都は多機能都市とか，複合都市，借景の都市とか言われるが，京都そのものがパビリオンであるといえる。キーワードとして，「京都パビリオン」と言う言葉を使いたい。

3つ目は，京都には色々な専門家・プロがいらっしゃるが，これらの融合がない。従って，専門家をまとめたり，調整するリーダー役，またはリーダーの会があってもよい。

4つ目は，市民として，演じる人・見る人，更に，お店の人はホスピタリティを大切にしてもらいたい。「ホスピタリティ」とはもてなしの心であり，演じる人はそういう心を持っていても。市民として参加またはお店をだす人ももてなしの心が大切である。京の作法の一つである「分かちあう」心が大切なことを盛り込むべき。

5つ目は，条例は策定して終わるものではなく，策定後もきちんと監督・審査するなど，継続的にフォローする機関を設置するべき。策定の精神の維持が大切である。

6つ目は，振興の目標を妨げる行為等を罰することも考慮するべきだが，ペナルテ

ィより、むしろ振興に貢献した場合に表彰するようなことも盛り込んでどうか。

上平会長

日本のアイデンティティと言う話であったが、日本の迎賓館がもうすぐ出来る。京都でなければという文化のありよう、しつらい、もてなしの中に、他の地域にはない、京都ならではの文化体験を是非とも迎賓館でしていただくという考え方のもとに建設が進められている。いろいろなところで、京都の文化を市民として自覚し、外来者に対して京都の文化を実感してもらえよう、ぬくもりのある、親しみのある都市であってほしいという思いがする。

< 委員 >

生活文化を言ってきた。ずっと受け継がれてきた生活の中で一見無意味のようなものも、実は深い意味がある。それを条例で大切にしていましようという呼びかけの形で盛り込めればと思う。

京都で思い浮かべるのは、人と人とのつきあい方である。京都はずっと日本の中心であった。いろいろな勢力が上ってきて、そうした人たちとどのようにうまくやっていくのかというような面で人と人との付き合い方が磨かれた面もある。

京都の門掃きとか、やわらかい言葉遣いなど、そういう面も含めて深いものを、盛り込んでいただけたらと思う。

「日常の場にある芸術文化」と書いていただいているが、文化芸術を日常生活の中に入れると言うことも大切だが、日常生活の中にある、「当たり前」とか、「つまらないもの」と思ってしまうものも、実は、大切な文化ではないかという、逆の発想も入れていただけたらありがたい。

「豊かさは金ではなく、生活の効率化、快適化ではなく」と書いていただいているが、経済活動とぶつかり合う部分もある。景観論争などもある。そういうところを、対立しない方法を模索したいというような形で、書き込めたらいいのではないか。

上平会長

この条例が他の条例とちがうのは、文化芸術の条例は、一般の条例となじまないところがある。「何々してはいけない」というような、縛り付けるような内容ではない。文化芸術というのは、新しい物を作り出すこと、自発性、創造性を抑圧するようなものではない。個人の自由な活動を束縛してはならない。そういったことを条例のコンテンツとして考えなければいけない。

< 委員 >

他の地域の条例になくて、京都市の条例にのみ固有のもので大切な点を4つほど挙げる。

1つ目は、文化の享受者が文化を育んできた視点で、京都では非常に大事なことで

ある。この事は他の地方にはない。

私は、短歌、和歌をやっている。短歌は受け手がいない文芸になってきており、読者をいかにして育てていくかが今後の短歌の100年、200年を考える上で大切である。極端な話であるが、勅撰集をつくらなければということも言っている。わかってくれる人がいないと、文化は残っていかない。

2つ目は、日常の中にあつてこそ文化という、京都ならではの視点である。文化は違うところにあつたり、雲の中にあるのではなく、日常の中にあるからこそ文化である。他都市の条例の中にもそのような視点はあまり無かった。

3つ目は、残していくという義務を請け負う視点。文化とは享受する権利をうたっているところはあるが、残していくという義務を市民が負うのだという視点はないように思う。京都の文化は、我々のものだけではない。京都の文化は我々が残していかねばならないもので、楽しんでいるだけではいけないという視点はどこかで入れたい。

4つ目には古さの中にこそ新しさはあるという視点。この視点で、伝統芸能なり、伝統文化なり、文芸なりを捉えていく。

この4つの視点をはっきり今定めておくところから具体的施策はいろいろ出てくる気がする。

残していく、受け手が大切という観点からは、もっと若い世代に文化、伝統芸能を直接触れる体験をさせることも施策に盛り込める。教科書の中で教えるのではなく、本物の、それを担っている人が、直接語りかけるということは非常に大切なことである。京都はそういうことが出来る環境にある。そのようなことを具体的施策に盛り込むことが可能であろう。

残していくというものは、そこに行けばいつでも見られるというシステムをつくり、京都にしか出来ない視線をはっきりさせる。そうすることによって、いろいろやるべき具体的施策が見えてくるのではないかと思う。

上平会長

芸術家も市民であり、その芸術家を励ますような視点も、あつてよいのではないか。

芸術家は血のにじむような研鑽を重ねて芸を磨いていくわけであり、その人たちの厳しい生き方の支えとなるような、何か一押しがあつてもよいのではないか。京都市には芸術文化特別奨励制度がある。

作り手が市民としての踏ん張りを湧かすようなものを織り込めたらと思う。

受けて側、市民サイドのことをうたうと同時に、つくる人もまた、市民であるということを含めた提言も、どこかに盛り込めないか。

< 委員 >

全体の構成については、「理念と視点を分ける」という御指摘があつたが、3の総則規定(2)基本理念は、「視点」になるのではないか。ここにも理念という言葉が出てきているが、前文に理念はうたうもの。

(2) 基本理念をうたうのは、どうかと思う。

全世界に発信するという視点が充分盛り込めていない気がする。京都発の情報の受けては全世界の市民であって、京都市に在住する人だけを市民として捉えるのではなく、潜在的な市民も、どこかで捉えていく視点が必要だと思う。

具体的施策の提案であるが、ITの時代なので、インターネットを活用すれば、全世界が対象になる。京都ブランドの情報を受けるのは、全て潜在的な京都市民となるので、ITの活用をなんらかの形で入れてほしい。潜在的な市民に対しての語りかけの部分が必要である。

「経済的、政治的情勢の中にあって、京都市は確かな力を発揮できているとは判断しがたい」とあるが、地理的な条件、経済的な条件を突破するためにも、ITの活用というのは、ぜひ京都でやっていただきたい。

< 委員 >

コンサルタント、コーディネーターが必要ということと、芸術家を励ますということにも関わってくるが、作り手を刺激したり、助けたり、励まして、それをまた受け手のほうにつなげていく、その「作り手と受け手」を媒介する人間、機構が必要と考えられる。

具体的施策の中にコーディネーターの整理とあるが、個別のコーディネーターでというよりも、こういうものが必要だという考え方を出示していただければどうかと思う。

京都の文化芸術を考えていこうとする時に、京都の産業と文化芸術のつながりは、伝統的に大変密接なものがあつたと思う。西陣の友禅、伝統産業もそうであるし、先端技術である京セラは清水焼の延長線上であるし、任天堂も京都の文化と無関係ではない。京都の産業の活性化を考える場合、どこかで、文化芸術が果たす役割は大きいし、それをうたい、具体的施策に結び付けていくことを考えていただきたい。

上平会長

茶道、華道、まつりの根っこに宗教がある。根底に宗教があり、京都は日本でも宗教都市といってもいいくらいである。宗教と文化芸術は切っても切れない関係で、文化芸術の原動力となっていたといってもよい。宗教の問題について、条例の中で触れることができないか。難しいことであるが、正しく触れるという姿勢があつてよいのではないか。

コーディネーターが京都ではいろいろな領域で活動しているが、その活動の根底にあるのは、クリティクス、クリティカル(批評)を大切にすることである。目利きという視点を踏まえたものがほしい。クリティクス、目利きという視点が大切である。

< 委員 >

京都が今、いろいろな面でマイナス要因を抱えていることであり、その現実をもう少し考える必要がある。景観がどんどん変化しているということも、京都が戦災で焼

けなかったから、その落差が大きく見える。京都らしさを求めている人は、街中を歩いて、がっかりされる。京都の負わされている課題を押さえる必要がある。

日本の文化政策の中で宗教とどう向き合うかも、いろいろ問題があるように思う。

「基本理念」は、京都の文化芸術をどのように理解するか、どのような特徴を持っているかを理解するという視点が挙げられている。

「具体的施策」は、文章化するにしても、このような形で挙げるのでは、一種の列挙に過ぎない。これをいくつかにくくっていけるような視点、それが基本理念と書いてあるものだと思う。単に思いつきを書いただけになってしまうので、理念と視点を一つのものにしていくという作業が必要ではないか。

上平会長

今、指摘いただいた点は、中西副会長からも、前文と具体的施策の呼応が大切と指摘いただいた点である。ただ列記するだけではなく、それがどのような考え方の基に挙げられているか、創設した理念が及ぶように分類し、くくっていく項目立てをすることが必要である。

中西副会長

本日は 構成という部分では、2の前文のところまで終わったと私は理解している。これに伴い、3、4、5の部分が次回の提案するところである。

本日のところは、克明にメモをとったので、これを基にして、2まではよろしいかと今度皆さんに御提案をしたいと、会長に進言するつもりでいる。

生活や民衆の習慣の中にある文化が大切という話があった。その中に「産業と一緒に育んできた文化芸術」もあろうかと思う。そういうものをひとくくりにして項目としてあげればどうかと思う。

割合、議論が少なかったのは、景観の問題で、気になっている。先程、「パビリオンとしての京都」という大変素晴らしい意見があった。宗教の問題、寺社というものも、パビリオンの中に総括できる。かつ、パビリオンだから、統合的な一つの建物の構造物を出さなければならないので、風土とか、景観とか寺社というものを、パビリオンとしての言葉として締めくくってよろしければ、そういうものとして、私は認識したい。

「残すべき義務」、「文化財の保存について」は、ぜひ条例の中で入れなければならないと思う。

京都は、人がたくさん来てくれ、いろいろな小さな施設で活動できるまちである。このことを一言で言えば、「芸術自由都市」とでも言えるのではないか。「芸術自由都市」をコンセプトの中心にして文化芸術振興条例を作っていく。

基本になる「市の姿勢」、「市の認識の仕方」が必要だと思う。

「世界が注目することである」ということを出すのは大変なことである。ずっしりと肩の荷が重くなっているが、世界を視野にして 最初の意義は書くべきではないか。

例えば、「京都というのは文化による平和共生の貢献を宣言する」といったような中で、大まかな前文があり、具体的な施策があるという形で書いてはどうか。

いわば、「世界に京都を拓く」というような意味であり、「文化共生」、「平和共生の都市としての平和宣言をする」というような構造になるかと思う。

上平会長

多様な意見が出てきたがそれでも京都文化は語りつくせない。一連の日程で展開する中で、取り込み、消化して、思いめぐらせて、より良いもの、より高いもの、より濃いものにしていかなければならない。

いただいた貴重な御意見をふまえて、次回の策定協議会までに中間報告案を再度、中西副会長、富永委員、永田委員と一緒に検討し、中間報告素案を固めていく作業に努めて参りたい。次回は、中間報告案を皆様に御検討いただきたいと考えているので、よろしく願いしたい。

委員の皆様から、御意見があれば、意見をペーパーにまとめて、事務局を通じて私あてにお送りいただくよう、願います。

御多用の中、貴重なお時間をいただいたことを、心からお礼申し上げ、第3回の京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会を終了したい。

事務局

次回の策定協議会は平成17年2月21日の1時30分から当京都ロイヤルホテル 麗峰（れいほう）の間で開催を予定している。

本日の御審議の内容は、後日皆様に御確認をいただいた上で、摘録として公開させていただきますので、よろしく願いしたい。

3．閉会